

3 障害者手帳

*平成27年10月から以下の3種類の障害者手帳の体裁（規格・表記・色）が統一されました。新しいカバーは紺色で、障害者手帳と金文字で表記されています。従前から使用されている手帳は、再認定等がなければそのまま継続して使用できます。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

1. 身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方が対象となります。障害の程度によって1級から6級までに区分されます。さまざまな制度を利用するために必要な手帳です。知事の指定を受けた医師が書いた診断書に、本人の写真を添えて窓口に申請書を提出します。

2. 療育手帳

児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談所）で、知的障害者と判定された方が対象となります。障害の程度によって㊤、A、B、Cに区分されます。この手帳で福祉サービスなどを利用することができます。本人の写真を添えて窓口に申請書を提出します。

3. 精神障害者保健福祉手帳

統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、自閉症、ADHD、中毒精神病、器質精神病及びその他の精神疾患を有する方で、精神障害のため長期にわたり日常生活又は、社会生活への制約がある方が対象となります。障害の程度によって1級から3級まで区分されます。この手帳で福祉サービスなどを利用することができます。医師が書いた診断書または障害年金証書の写しに、本人の写真を添えて窓口に申請書を提出します。

4. 障害者手帳アプリ「ミライロID」

株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリに、お持ちの障害者手帳を登録することで、スマートフォンの画面に手帳情報を表示できるようになります。対象となる各種施設やサービスを利用する際に、アプリの画面を提示することで、利用料金の障害者割引を受けることができるようになります。

障害者手帳アプリ「ミライロID」→ <https://mirairo-id.jp>